

いじめ防止基本方針

いじめとは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS含む）であって、当該行為の対象となっている児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義（文部科学省）。

現状 令和5年度の小学校のいじめの件数約551,944件（前年度500,562件）

1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- 児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 校内体制

- (1) 校務分掌に、「校内委員会（いじめ・不登校対策）委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
- (2) 役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関するものを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

3 いじめ問題への対策

(1) 楽しい授業・わかる授業づくり

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・算数科では、中学年で少人数指導の充実を図る。
- ・グループ学習や協働的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。

(2) 特別活動の取り組み

①学級活動を通して

- ・学級会の充実

学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。

・係活動の充実

児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っって係の組織をつくり、全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって、自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にすることを高める。

②児童会活動を通して

・委員会活動の充実

自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。

③クラブ活動を通して

共通の興味・感心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

④学校行事を通して

・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。

・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

(3) いじめの早期発見と未然防止

- スクールカウンセラーや担任による児童面談の状況把握
- ふれあい月間でのいじめ実態調査の実施
- Q-Uアンケートの実施と学級状況把握、研修の実施
- いじめにかかわる情報の収集、分析、指導方針の見直し
- 不登校シートの記入と情報の分析
- 保護者会や学校だよりを通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有
- いじめ・不登校に関する中学校との情報共有